

「滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例」の一部を改正する条例案

○ 改正の概要

- ・ 本条例は、高齢者や障害者などすべての人が安全で円滑に移動できるよう、道路のバリアフリー化に関する構造基準を定めたもの。
 - ・ 対象施設の一つに「旅客特定車両停留施設」があり、今回の改正は、この施設に停留することができる対象車両の種類を追加するもの。
 - ・ 対象車両は、省令^{※1}に定められているが、高齢化や人口減少などの社会状況の変化等により、この施設に停留させたい車両のニーズが多様化したこと等を踏まえ、停留できる旅客特定車両の種類を追加する改正が令和 8 年 4 月 1 日になされた。
- ※1 移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令
- ・ この省令の改正を受け、本条例において旅客特定車両停留施設に停留することができる車両の種類を追加するもの。

表 省令で定める旅客特定車両停留施設に停留できる車両一覧（4～8が今回追加）

番号	分類	想定される車両
1	一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車	路線バス
2	一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車	貸切バス
3	一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車	タクシー
4	特定旅客自動車運送事業の用に供する自動車	企業や学校などの送迎車両
5	道路運送法第 21 条第 2 号の規定による許可を受けて行う運送の用に供する車両	イベントや鉄道運休に伴う臨時バスなど
6	自家用有償旅客運送の用に供する自動車	交通空白地有償運送 福祉有償車両
7	道路運送法第 78 条第 3 号の規定による許可を受けて行う運送の用に供する自動車	日本版ライドシェア
8	旅客の運送の用に供する自動車であって、当該旅客の乗降による道路における交通の混雑を緩和するために停留させることが必要と認められるものとして道路管理者が指定するもの	運賃を収受しない送迎車両 など

<旅客特定車両停留施設>

旅客の乗降等による道路の交通混雑を緩和することを目的に道路管理者が道路上に設置できる、バスやタクシー等を同時に 2 両以上停留させる施設



図 旅客特定車両停留施設のイメージ

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等
円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例案要綱

1 改正の理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第13号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 旅客特定車両停留施設に停留することができる旅客特定車両の種類を追加することとします。(別表第1関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和8年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6項第1号中「第3号まで」を「第7号までおよび第9号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
本則・付則 省略 別表第 1（第 3 条関係） 道路の構造に関する基準 1 ～ 5 省略 6 旅客特定車両停留施設の構造 (1) 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第 1 条第 1 号から第 3 号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに 1 以上の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ア～ウ 省略 (2)～(18) 省略 7 省略 別表第 2 省略	本則・付則 省略 別表第 1（第 3 条関係） 道路の構造に関する基準 1 ～ 5 省略 6 旅客特定車両停留施設の構造 (1) 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第 1 条第 1 号から第 7 号までおよび第 9 号に掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに 1 以上の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ア～ウ 省略 (2)～(18) 省略 7 省略 別表第 2 省略